

# 非課税世帯支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

- 非課税世帯支援給付金（以下「給付金」という。）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するための手続きが不要な方と必要な方がおりますので、詳細は裏面の「給付金の支給手続き」をご確認願います。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

## こども加算

児童1人あたり **2万円**

児童：18歳以下の児童  
(平成18年4月2日生まれ以降の児童)

## 給付金の支給時期

令和7年3月下旬に支給します。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯

12月13日（基準日）時点で住所があり、世帯全員が  
**「令和6年度 住民税均等割が非課税」**の世帯

「給付金支給のお知らせ」が  
届いた方は、手続きは不要です。



※世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税世帯にも関わらず、  
「支給のお知らせ」が届いていない場合は一部申請が必要な場合があります  
ので、担当までお問い合わせください。

詳しくは裏面へ

# 給付金の支給手続き

## 令和6年度住民税（均等割）が非課税の世帯

### I. 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から真狩村に住民登録がある場合

- 対象世帯には、「給付金支給のお知らせ」または「支給要件確認書」が届きます。

振込口座に変更がない場合は手続き不要です。

- 「給付金支給のお知らせ」が届いた方で、給付金の振込口座を変更する場合は「給付金支給口座登録に係る届出書」、給付金の受給を拒否する場合は「給付金受取拒否の届出書」を、「支給要件確認書」が届いた方は必要事項を記入して 令和7年3月19日（水）までに役場担当窓口へご提出ください。

### II. 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入（出生）した方がいる場合又は住民税未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と合わせて 令和7年3月19日（水）までに役場担当窓口にご提出ください。



※配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者等の特別な配慮を要する者（住民税非課税世帯）が基準日以降に転入し旧住所地において本給付金を受給していなければ、現住所地で給付できる場合がありますので、該当すると思われる方はその旨ご相談ください。

 低所得世帯支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください...



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## この給付金に関するお問い合わせ

真狩村役場 住民課 福祉係

〒048-1631 虻田郡真狩村字真狩118番地



0136-45-3612

受付時間 平日8:45~17:30



※ご不明な場合はお気軽にご連絡ください。